

<基礎特訓> 「幼稚園教育要領」 穴埋め

©2025sakurakosensei 転載・転売・流用禁止

<問題編>

「幼稚園教育要領」前文の穴埋めをしましょう。

教育は、（ ）第1条に定めるとおり、（ ）を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、（ ）を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 （ ）を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、（ ）を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、（ ）に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、（ ）に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、（ ）を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、幼児期の教育については、同法第11条に掲げるとおり、生涯にわたる（ ）を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないこととされている。

これからの幼稚園には、（ ）として、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を（ ）として尊重し、多様な人々と（ ）しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓ひらき、（ ）の創り手となることができるようになるための基礎を培うことが求められる。このために必要な教育の在り方を（ ）するのが、各幼稚園において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい（ ）を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを（ ）において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

幼稚園教育要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を（ ）に定めるものである。幼稚園教育要領が果たす役割の一つは、（ ）を有する幼稚園における（ ）を全国的に確保することである。また、各幼稚園がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、幼児や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、幼稚園教育要領を踏まえた（ ）の更なる充実を図っていくことも重要である。

幼児の（ ）としての（ ）を生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育てていくことは、教職員をはじめとする幼稚園関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚園に関わる全ての大人に期待される役割である。家庭との緊密な連携の下、（ ）以降の教育や（ ）とのつながりを見通しながら、幼児の（ ）としての（ ）を通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待して、ここに幼稚園教育要領を定める。

「幼稚園教育要領」第3章の穴埋めをしましょう。

1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の（ ）に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。

(1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。

(2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、（ ）と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。

(3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、（ ）の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に（ ）という意識が高まるようにすること。

(4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の（ ）を踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、（ ）に配慮すること。

(5) 適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにすること。

2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と（ ）が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における（ ）としての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の（ ）等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

<解答編>

「幼稚園教育要領」前文の穴埋めをしましょう。

教育は、（**教育基本法**）第1条に定めるとおり、（**人格の完成**）を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、（**真理を求める態度**）を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 （**個人の価値**）を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、（**勤労を重んずる態度**）を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、（**公共の精神**）に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、（**環境の保全**）に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、（**他国**）を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、幼児期の教育については、同法第11条に掲げるとおり、生涯にわたる（**人格形成の基礎**）を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないこととされている。

これからの幼稚園には、（**学校教育の始まり**）として、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を（**価値のある存在**）として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓ひらき、（**持続可能な社会**）の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。このために必要な教育の在り方を（**具体化**）するのが、各幼稚園において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい（**学校教育**）を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを（**教育課程**）において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

幼稚園教育要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を（**大綱的**）に定めるものである。幼稚園教育要領が果たす役割の一つは、（**公の性質**）を有する幼稚園における

(教育水準) を全国的に確保することである。また、各幼稚園がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、幼児や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、幼稚園教育要領を踏まえた(教育活動)の更なる充実を図っていくことも重要である。

幼児の(自発的な活動)としての(遊び)を生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育てていくことは、教職員をはじめとする幼稚園関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚園に関わる全ての大人に期待される役割である。家庭との緊密な連携の下、(小学校)以降の教育や(生涯にわたる学習)とのつながりを見通しながら、幼児の(自発的な活動)としての(遊び)を通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待して、ここに幼稚園教育要領を定める。

「幼稚園教育要領」第3章の穴埋めをしましょう。

1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の(心身の負担)に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。

(1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。

(2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、(地域の人々)と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。

(3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、(情報交換)の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に(幼児を育てる)という意識が高まるようにすること。

(4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の(生活のリズム)を踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、(弾力的な運用)に配慮すること。

(5) 適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにすること。

2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と(家庭)が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における(幼児期の教育のセンター)としての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の(子育て経験者)等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。